第五章　避難施設等　避難規定

R4

（Ｎｏ．９）　避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1 ．延べ面積 2,000 m2、地上 2 階建てのボーリング場の 2 階の居室から地上に通ずる屋内の廊下及び階段の部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。 ✕ 令126条の6

2 ．延べ面積 2,000 m2の病院において、床面積 100 m2以内ごとに防火区画した部分については、排煙設備を設けなくてもよい。 令126条の4

3 ．地下街の各構えが接する地下道の幅員は、 5 m以上でなければならない。 令128条の３

4 ．建築物の高さ 31 m以下の部分にある 3 階以上の各階において、道に面する外壁面に直径 1 m 以上の円が内接できる窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを、当該壁面の長さ 10 m以内ごとに設けている場合には、非常用の進入口を設けなくてもよい。 令126条の4

R3

（Ｎｏ．９）　防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。

1 ．屋内に設ける避難階段に通ずる出入口に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さない性能を有する防火戸で所定の構造であるものを設けた。 ✕ 令123条１項六号 法2条九号ニロ 令109条の2

2 ．延べ面積 1,500 m2、耐火建築物及び準耐火建築物以外の、木造、地上 2 階建ての美術館について、防火上有効な構造の防火壁に設ける開口部の幅及び高さを、それぞれ 2.5 mとし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造であるものを設けた。 法26条 令113条１項四号

3 ．延べ面積 1,500 m2の体育館に、非常用の照明装置を設けなかった。 令126条の４第三号 令126条の２第１項二号

4 ．主要構造部を準耐火構造とした建築物の地上部分の層間変形角を、 1/150以内となるようにした。 令109条の2の2 法2条九号の三イ

R2

（Ｎｏ．９）　防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1 ．延べ面積 500 m2、平家建ての自動車車庫（自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないもの）において、当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃 材料又はこれに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたものとしなければならない。 令128条の５第２項 令128条の４第１項二号

2 ．地上 5 階建ての共同住宅において、 5 階の住戸から地上に通ずる廊下及び階段が採光上有効に直接外気に開放されている場合、当該廊下及び階段に非常用の照明装置を設けなくてもよい。 令126条の４カッコ書

3 ．地上 20 階建ての共同住宅の特別避難階段について、15 階以上の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡する(バルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあっては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に8/100を乗じたものの合計以上としなければならない。 ✕ 令123条３項十二号

4 ．建築物の高さ 31 m以下の部分にある 3 階以上の各階において、道又は道に通ずる幅員 4 m以上の通路その他の空地に面する外壁面に、幅及び高さが、それぞれ、75 cm以上及び 1.2 m以上の窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを当該壁面の長さ 10 m 以内ごとに設けている場合においては、非常用の進入口を設けなくてもよい。 令126条の６第二号

直通階段までの歩行距離

- 令120条
- （１）　①無窓居室 ②法別表第１(い) 欄（4）項
  - 30m　主要構造部が準耐火又は不燃材料
  - 30m　以外
- （２）　法別表第１(い) 欄（2）項
  - 50m　主要構造部が準耐火又は不燃材料
  - 30m　以外
- （３）　（１）又は（２）以外
  - 50m　主要構造部が準耐火又は不燃材料
  - 40m　以外
- 14階以下
  - 歩行距離10m緩和
    - 主要構造部（準不燃）
    - 内装（準不燃）
- 15階以上
  - 歩行距離10m減じる
  - （１項）の表のまま
    - 主要構造部（準不燃）
    - 内装（準不燃）
- メゾネット住宅
  - 主要構造部を準耐火構造
  - 歩行距離40m以下

2以上の直通階段

- 令121条
- 主要構造部が準耐火構造　又は不燃材料　面積２倍に読み替える
- 歩行距離に重複区間　令120条に規定　歩行距離の１/2を超えてはならない
- 第一号　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場　対象；全て
- 第二号　1,500㎡を超える物品販売業を営む店舗　対象；全て
- 第三号イ　キャバレー、カフェ、ナイトクラブ　原則として、全て
- 第四号　病院、診療所、児童福祉施設等　病室、主たる居室
  - 準耐・不燃　〉100㎡
  - 以外　〉50㎡
- 第五号　ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎　宿泊室、居室、寝室
  - 準耐・不燃　〉200㎡
  - 以外　〉100㎡
- 第六号
  - イ：原則として6階以上の居室　対象：全て
  - ロ：5階以下の階の居室（避難階が１階である場合）
    - 5階～3階
      - 準耐・不燃　〉200㎡
      - 以外　〉100㎡
    - 2階の居室
      - 準耐・不燃　〉400㎡
      - 以外　〉200㎡

避難階段及び特別避難階段

- 令122条
- しなければならない［直通階段］
  - 避難階段又は特別避難階段
    - 地上5階以上
    - 地下2階
  - 特別避難階段
    - 地上15階以上
    - 地下３階以下
- 1,500㎡を超える物品販売業を営む店舗
  - 3階以上の場合　各階の売場及び屋上広場に通ずる「２以上の直通階段」
  - 5階以上の場合　そのうち一つは「特別避難階段」
  - 15階以上の場合　これを「避難階段」又は「特別避難階段」　全て「特別避難階段」

物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅

- 令124条

屋上広場等

- 令126条
  - 屋上広場又は２階以上の階にあるバルコニーその他　高さが1.1 m以上の手すり壁、さく又は金網
  - ５階以上　百貨店の売場の用途

非常用の進入口

- 令126条の6
  - 必要な建築物又は部分
    - 高さ31m以下にある3階以上の各階
  - 不要なもの
    - 31m超える部分
    - 1、2階の部分
    - 非常用のエレベーターを設けている
    - 外壁面10m以内ごとに進入口に変わる所定の開口

非常用の照明設備

- 令126条の4
  - 必要な建築物又は部分
    - 法別表第１(い) 欄（1）～（4）項の居室
    - 階数３以上かつ延面積500㎡超える
    - 無窓居室
    - 延面積1,000㎡を超える建物の居室
    - 上記の廊下、階段等通路
  - 不要なもの
    - 一戸建の住宅、共同住宅、長谷の住戸
    - 病院の病室、下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室
    - 学校等
    - 採光上有効に直接外気に…通路

排煙設備

- 令126条の2
  - 必要な建築物又は居室
    - 法別表第１(い) 欄（1）～（4）項　延面積500㎡超える
    - 階数３以上かつ延面積500㎡超える
    - 無窓居室
    - 延面積1,000㎡を超える建物の居室でその床面積が200㎡超
  - 不要なもの
    - 学校等
    - 階段室、昇降機の昇降路及び乗降ロビー

R元

（Ｎｏ．８）避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとし、避難階は地上１階とする。

1 ．主要構造部を耐火構造とした地上３階建て、延べ面積 3,000 m2の飲食店（主たる用途に供する居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの）の避難階においては、階段から屋外への出口の一に至る 歩行距離は、40 mとすることができる。 令125条1項、令120条1項、２項 令115条の３第三号 法別表第１（い）欄（4）項

2 ．地上５階建ての物品販売業を営む店舗（各階の床面積 700 m2）の避難階においては、屋外への出口の幅の合計を 4 mとすることができる。 令125条3項

3 ．主要構造部を耐火構造とした地上５階建ての共同住宅で、各階の居室の床面積の合計が 180 m2であるものは、避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる２ 以上の直通階段を設けなくてもよい。 ✕ 令121条1項五号、六号ロ、２項

4 ．地上５階建ての共同住宅において、２階以上の階にあるバルコニーの周囲には、安全上必要な高さが 1.1 m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。 令117条第1項 令126条第1項

H30

（Ｎｏ．９）　防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定 による安全性の確認は行わないものとする。

1 ．主要構造部を準耐火構造とした地上３階建ての展示場の避難階以外の階においては、主たる用途に供する居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離を、原則として、30 m以下としなければならない。 令120条1項表（1） 法別表第１（4）項

2．延べ面積2,000m2の病院において、床面積100 m2以内ごとに防火区画した部分については、排煙設備を設けなくてもよい。 令126条の２第１項一号 法別表第１（い）欄（1）～（4）項

3．延べ面積 3,000 m2、地上 3 階建てのスポーツの練習場には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。 令126条の４第三号 令126条の２第１項二号

4．各階を物品販売業を営む店舗の用途に供する地上 3 階建ての建築物（各階の床面積600 m2）においては、各階における避難階段の幅の合計を 3.0 m以上としなければならない。 ✕ 令124条1項一号 令121条1項二号

H29

（Ｎｏ．９）次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1．主要構造部を準耐火構造とした建築物以外の建築物であっても、柱及び梁が不燃材料で、その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するものとし、また、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するものは、準耐火建築物に該当する。 法2条九号の三ロ 令109条の3第２号

2．建築物の高さ 31m以下の部分にある３階以上の各階において、道に面する外壁面に、直径１mの円が内接できる窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を 有しないものを当該壁面の長さ 10mごとに設けている場合には、非常用の進入口を設けなくてもよい。 令126条の6第二号

3．主要構造部を耐火構造とした地上 15階建ての共同住宅において、15階の居室及びこれから地上に通ずる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の 仕上げを準不燃材料とした場合には、15階の居室の各部分から地上に通ずる直通階段のその一に至る歩行距離を 60mとすることができる。 ✕ 令120条1項表（2） 法別表第１（い）欄（2）

4．主要構造部を耐火構造とした延べ面積が 1,000m2、地上３階建ての病院の病室には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。 令126条の４第二号